

Smart Meサービス利用規約 【現改比較表】 2024年5月24日現在

～2024年5月23日

2024年5月24日～

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規約に基づき使用を許諾する次号に定める設備を使用して、本規約に定める機能を提供する当社の「Smart Me®」をいいます。
- (2) 「本サービス用設備」とは、本サービスを利用することが可能な機能を備えた当社のサーバ、及びその他の設備をいいます。
- (3) 「契約者」とは当社と本サービス利用契約を締結し、その契約に基づき本サービスを利用するものをいいます。
- (4) Smart Me®は、「入退室サービス」と「身分証サービス」を提供しています。「入退室サービス」とはICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリといいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。入退室サービスは「入退室通常プラン」と入退室扉セットの「ALLIGATEプラン」を提供しています。また「身分証サービス」とは企業、学校法人など一定の組織に所属する個人の情報を、ブロックチェーンを用いて登録し、第三者への開示、検証を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。身分証サービスでは、「身分証通常プラン」を提供します。
- (5) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規約に基づき使用を許諾する次号に定める設備を使用して、本規約に定める機能を提供する当社の「Smart Me®」をいいます。
- (2) 「本サービス用設備」とは、本サービスを利用することが可能な機能を備えた当社のサーバ、及びその他の設備をいいます。
- (3) 「契約者」とは当社と本サービス利用契約を締結し、その契約に基づき本サービスを利用するものをいいます。
- (4) Smart Me®は、「入退室サービス」と「身分証サービス」を提供しています。「入退室サービス」とはICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリといいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。入退室サービスは「入退室通常プラン」と入退室扉セットの「ALLIGATEプラン」を提供しています。また「身分証サービス」とは企業、学校法人など一定の組織に所属する個人の情報を、ブロックチェーンを用いて登録し、第三者への開示、検証を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。身分証サービスでは、「身分証通常プラン」を提供します。
- (5) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

第5条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の様式に記入することにより申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第5条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の様式に記入することにより申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき ([身分証サービスの初期費用及び運用サポートサービスの月額料金について、組織の所属人数または利用予定人数に、誤りがあると当社が判断した場合等](#))

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第9条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第11条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第5条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 第23条第1項(7)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辭を用いたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

第9条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第11条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第5条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 第23条第1項(7)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辭を用いたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合。
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始、会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

<p>(4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。</p>	<p>(4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。</p>
<p>第12条 料金</p> <p>本サービスの料金は、別紙2「料金表」に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、必要に応じて利用料金を変更することができるものとします。係る変更を行う時は、当該変更後の利用料金及び効力発生時期を、<u>第24条</u>（契約者に対する通知）に従い通知します。</p> <p>3 当社が適宜契約者に提供する新しいサービスなどの利用料金については、第24条（契約者に対する通知）に従い、当社の契約者に通知するものとします。</p>	<p>第12条 料金</p> <p>本サービスの料金は、別紙2「料金表」に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、必要に応じて利用料金を変更することができるものとします。係る変更を行う時は、当該変更後の利用料金及び効力発生時期を第24条（契約者に対する通知）に従い通知します。</p> <p>3 当社が適宜契約者に提供する新しいサービスなどの利用料金については、第24条（契約者に対する通知）に従い、当社の契約者に通知するものとします。</p>

第23条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (8) 利用料金の支払いを不当に免れる目的で、[契約ID](#)数などの変更を行う行為をしないこと
- (9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

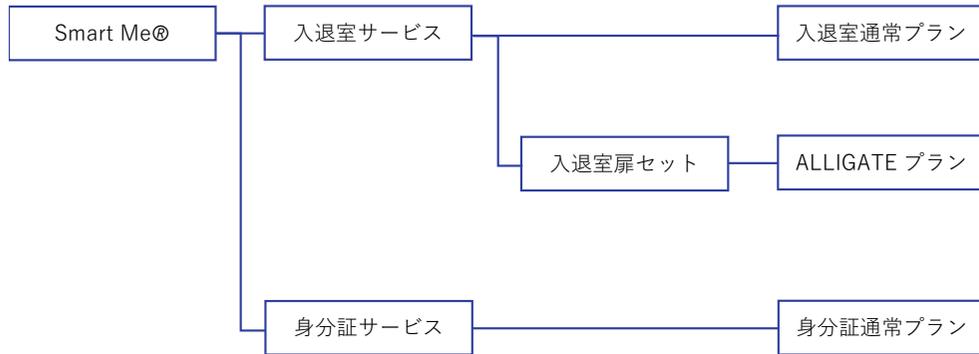
第23条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (8) 利用料金の支払いを不当に免れる目的で、ID数などの変更を行う行為をしないこと
- (9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

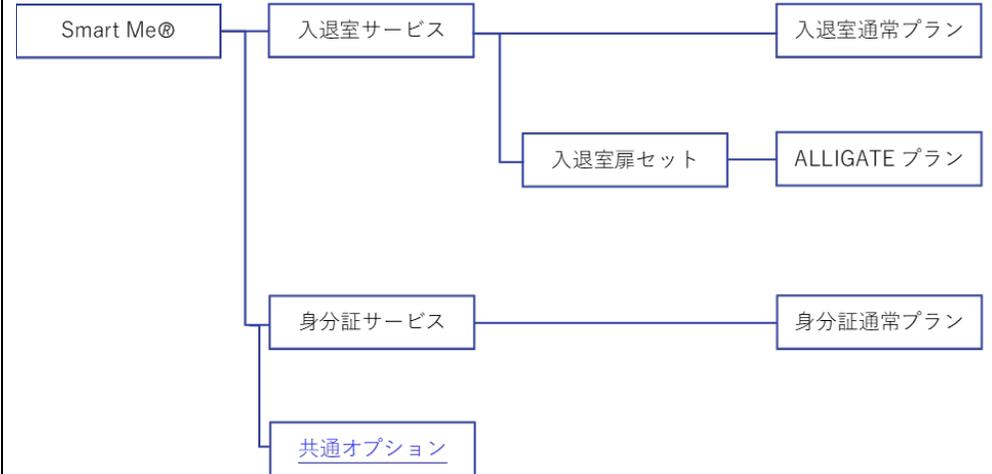
別紙1

Smart Me@サービスメニュー



別紙1

Smart Me@サービスメニュー



<p>別紙 2</p> <p>1 入退室サービス</p> <p>定義</p> <p>入退室サービスとは、ICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリといいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。</p> <p>(1) 通常プラン</p> <p>ご利用料金に関する注意事項</p> <p>Smart Me®入退室サービス 通常サービスでは、スマートフォンで利用できるSmart Me®の入退室アプリのみを提供し、Smart Me®が利用できる入退室機器は別途ご契約いただく必要があります。</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1. (端数処理)</p> <p>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>2. (消費税相当額の加算)</p> <p>第13条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額（料金表において括弧内の価格）とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</p>	<p>別紙 2</p> <p>1 入退室サービス</p> <p>定義</p> <p>入退室サービスとは、ICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリといいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。</p> <p>(1) 通常プラン</p> <p>ご利用料金に関する注意事項</p> <p>Smart Me®入退室サービス 通常サービスでは、スマートフォンで利用できるSmart Me®の入退室アプリのみを提供し、Smart Me®が利用できる入退室機器は別途ご契約いただく必要があります。</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1. (端数処理)</p> <p>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>2. (消費税相当額の加算)</p> <p>第13条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額（料金表において括弧内の価格）とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</p>
--	--

3. (月額料金)

(1) 「1 ID当たりの月額単価」は利用料金 2 料金額に定めます。

月額料金は、1ID当たりのID登録料に、当該料金月に[利用を開始したID数](#)を乗じた額と、1ID当たりの月額単価に、[請求対象ID数](#)を乗じた額を合算した額とします。

(2) 最低100ID（以下「最低利用ID数」といいます。）からのご利用になります。

(3) 100IDに満たない場合は、請求対象ID数を100IDとして請求いたします。

(4) 料金月途中の契約解除については、前月末のID数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。

4. (請求時期)

ID登録料、月額利用料の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし、

3. (月額料金)

(1) 「1 ID当たりの月額単価」は利用料金 2 料金額に定めます。

月額料金は、1ID当たりのID登録料に、当該料金月に[契約者が新規に登録を行ったID数](#)を乗じた額と、1ID当たりの月額単価に、[料金月の末日時点で登録済みのID（ただし、契約者が機能の無効化をしたID及び本規約の定めにより失効したIDを除く。以下、「有効ID」といいます。）](#)数を乗じた額を合算した額とします。

(2) 最低100ID（以下「最低利用ID数」といいます。）からのご利用になります。

(3) [月末時点で有効ID数が](#)100IDに満たない場合は、請求対象ID数を100IDとして請求いたします。

(4) 料金月途中の契約解除については、前月末の[有効ID数](#)をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。

4. (請求時期)

ID登録料、月額利用料の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし、

<p>利用料金</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料金の適用</td> <td>利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。</td> </tr> <tr> <td>ID登録料の適用</td> <td>ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に新規に利用開始したID数に対して適用します。</td> </tr> <tr> <td>月額利用料の適用</td> <td>料金月の末日時点で有効な総ID数に対して適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。	ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に 新規に利用開始したID数 に対して適用します。	月額利用料の適用	料金月の末日時点 で有効な総ID数 に対して適用します。	<p>利用料金</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料金の適用</td> <td>利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。</td> </tr> <tr> <td>ID登録料の適用</td> <td>ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録を行ったID数に対して適用します。</td> </tr> <tr> <td>月額利用料の適用</td> <td>料金月の末日時点における有効ID数に対して適用月します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。	ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に 契約者が新規に登録を行ったID数 に対して適用します。	月額利用料の適用	料金月の末日時点 における有効ID数 に対して適用月します。
区分	内容																
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。																
ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に 新規に利用開始したID数 に対して適用します。																
月額利用料の適用	料金月の末日時点 で有効な総ID数 に対して適用します。																
区分	内容																
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。																
ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に 契約者が新規に登録を行ったID数 に対して適用します。																
月額利用料の適用	料金月の末日時点 における有効ID数 に対して適用月します。																
<p>(2) 入退室扉セット</p> <p>ALLIGATEプラン</p> <p>定義</p> <p>8 ALLIGATEプランの品質保証又は保証の限定</p> <p>ALLIGATEプランの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。ALLIGATEプランが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、及び利用結果を含め、当社は、契約者に対し、ALLIGATEプランに関する何らの保証も行わないものとします。また、当社がシステムを契約者に販売した場合においても、当該売買契約に基づく瑕疵担保責任は当該システムだけに及ぶものとします。</p>	<p>(2) 入退室扉セット</p> <p>ALLIGATEプラン</p> <p>定義</p> <p>8 ALLIGATEプランの品質保証又は保証の限定</p> <p>ALLIGATEプランの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。ALLIGATEプランが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、及び利用結果を含め、当社は、契約者に対し、ALLIGATEプランに関する何らの保証も行わないものとします。また、当社がシステムを契約者に販売した場合においても、当該売買契約に基づく契約不適合責任は当該システムだけに及ぶものとします。</p>																

<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1. (端数処理)</p> <p>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>2. (消費税相当額の加算)</p> <p>第13条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</p> <p>3. (月額料金)</p> <p>(1) 「1 ID当たりの月額単価」は利用料金 2 料金額に定めます。</p> <p>月額料金は、1ID当たりのID登録料に、当該料金月に利用を開始したID数を乗じた額と、1ID当たりの月額単価に、請求対象ID数を乗じた額、更にALLIGATEプラン利用料を利用している扉の数で乗じた額を合算した額とします。</p> <p>(2) 最低100ID (以下「最低利用ID数」といいます。) からのご利用になります。</p> <p>(3) 100IDに満たない場合は、請求対象ID数を100IDとして請求いたします。</p> <p>(4) 料金月途中の契約解除については、前月末のID数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1. (端数処理)</p> <p>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>2. (消費税相当額の加算)</p> <p>第13条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</p> <p>3. (月額料金)</p> <p>(1) 「1 ID当たりの月額単価」は利用料金 2 料金額に定めます。</p> <p>月額料金は、1ID当たりのID登録料に、当該料金月に契約者が新規に登録したID数を乗じた額と、1ID当たりの月額単価に、有効ID数を乗じた額、更にALLIGATEプラン利用料を利用している扉の数で乗じた額を合算した額とします。</p> <p>(2) 最低利用ID数からのご利用になります。</p> <p>(3) 月末時点の有効ID数が100IDに満たない場合は、請求対象ID数を100IDとして請求いたします。</p> <p>(4) 料金月途中の契約解除については、前月末の有効ID数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。</p>
---	---

4. (請求時期)

ID登録料、月額料金の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし、

利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料と工事費用を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に新規に 利用開始した ID数に対して適用します。
月額利用料の適用	料金月の末日時点で 有効な総ID数 に対して適用します。
ALLIGATE プラン利用料	料金月の末日時点で有効な扉数の合計に対して適用します。
初期工事費用の適用	初期工事費用は、「ALLIGATEプラン」において新規申込若しくは変更申込において新規に利用開始した総扉数に対し適用します。
取り外し工事費用	契約解除時に変更申込若しくは廃止申込で取り外す扉に対し適用します。

4. (請求時期)

ID登録料、月額料金の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし、

利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料と工事費用を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に 契約者が新規に登録した ID数に対して適用します
月額利用料の適用	料金月の末日時点で 有効ID数 に対して適用します。
ALLIGATE プラン利用料	料金月の末日時点で有効な扉数の合計に対して適用します。
初期工事費用の適用	初期工事費用は、「ALLIGATEプラン」において新規申込若しくは変更申込において新規に利用開始した総扉数に対し適用します。
取り外し工事費用	契約解除時に変更申込若しくは廃止申込で取り外す扉に対し適用します。

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	料金額 (円)
ID登録料	1ID当たり	1,000円 (1,100円)
月額利用料	1ID当たり月額	60円 (66円)
ALLIGATE プラン利用料	1扉当たり月額	ALLIGATE Lock : 10,000円 (11,000円) ALLIGATE Lock Pro : 15,000円 (16,500円)

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	料金額 (円)
ID登録料	1ID当たり	1,000円 (1,100円)
月額 <u>の</u> 利用料	1ID当たり月額	60円 (66円)
ALLIGATE プラン利用料	1扉当たり月額	ALLIGATE Lock : 10,000円 (11,000円) ALLIGATE Lock Pro : 15,000円 (16,500円)

[別紙 2](#)

2 身分証サービス

身分証通常プラン

定義

・身分証通常プランは企業、学校法人など一定の組織に所属する個人の情報を、ブロックチェーンを用いて登録し、第三者への開示、検証を可能にする機能です。

・当社は上記の機能を提供するにあたり、株式会社bitFlyer Blockchain(以下「[bFBC](#)」といいます。)が提供する分散型証明書サービス「bPassport」の利用し、契約者はそれを承諾して利用します。(bPassportの内容と個人情報の取り扱いについては、下記bPassportの内容と個人情報の取り扱いを参照)

提供条件

・ID登録後、身分証の有効期限の最大値は4年です。4年目以降は自然に失効いたします。4年目以降、継続して同じ利用者に身分証をご利用いただく場合は、再度、ID登録を行う必要がございます。

・解約する際は、別途解約日を当社と契約者間で協議の上決定します。解約日後当社はSmart Meが保持する契約者の個人データを削除します。

2 身分証サービス

身分証通常プラン

定義

・身分証通常プランは企業、学校法人など一定の組織に所属する個人の情報を、ブロックチェーンを用いて登録し、第三者への開示、検証を可能にする機能です。

・当社は上記の機能を提供するにあたり、株式会社bitFlyer Blockchain(以下「[bFBC](#)」といいます。)が提供する分散型証明書サービス「bPassport」の利用し、契約者はそれを承諾して利用します。(bPassportの内容と個人情報の取り扱いについては、下記bPassportの内容と個人情報の取り扱いを参照)

提供条件

・ID登録後、身分証に係るIDの有効期限の最大値は4年です。4年目以降は自然に失効いたします。この場合、4年目以降、失効したIDを継続して同じ利用者にご利用いただく場合は、再度、ID登録を行う必要がございます。ただし、2024年5月24日以降に身分証サービスに係る本契約を締結された場合はこの限りではありません。

有効ID数が、契約者が身分証サービスに係る本契約の申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合、当社の要請に基づき、当該超過分のIDについて機能の無効化を実施いただく必要があります。

・解約する際は、別途解約日を当社と契約者間で協議の上決定します。解約日後当社はSmart Meが保持する契約者の個人データを削除します。

・提供条件の詳細については、別途当社が指定するSmart Me身分証明機能申込書兼ヒアリングシート及びSmart Me身分証明機能のご紹介資料に規定するところによります。

bPassportの内容と個人情報の取り扱い

第1条（「bPassport」とは）

1 「bPassport」とは、当社が、「Smart Me」で、個人（以下、「保有者」といいます。）や機器などの信頼性を証明した電子証明書（以下、「Cer-Card」といいます。）を発行し、第三者（以下、「検証者」といいます。）がCer-Cardを確認することにより、個人や機器などに関する当該情報を確認することができるサービスです。

2 Cer-Cardには、当社において個人に関する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める個人情報及び第2条第6項に定める匿名加工情報に該当するデータの全部又は一部を保存することもできます。なお、個人情報保護法上の個人情報又は匿名加工情報に該当するかにかかわらず、Cer-Cardに記載する保有者や機器等の情報を、以下、本申込書において「個人データ等」といいます。

・提供条件の詳細については、別途当社が指定するSmart Me身分証明機能申込書兼ヒアリングシート及びSmart Me身分証明機能のご紹介資料に規定するところによります。

メッセージ通知機能

1 身分証サービスの通常プランには、メッセージ通知機能が含まれています。メッセージ通知機能を利用して、組織内で身分証サービスの利用者に対して、当社所定の文字数制限内でメッセージを送信することが可能です。

2 利用者が自身の端末にスマホアプリをダウンロードした後、通知を受け取る組織の身分証について認証を行った状態で、メッセージ通知を受け取るための設定を正しく完了している場合のみ、通知の受信が可能となります。

bPassportの内容と個人情報の取り扱い

第1条（「bPassport」とは）

1 「bPassport」とは、当社が、「Smart Me」で、個人（以下、「保有者」といいます。）や機器などの信頼性を証明した電子証明書（以下、「Cer-Card」といいます。）を発行し、第三者（以下、「検証者」といいます。）がCer-Cardを確認することにより、個人や機器などに関する当該情報を確認すること（以下、「検証」といいます。）ができるサービスです。

2 Cer-Cardには、当社において個人に関する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める個人情報及び第2条第6項に定める匿名加工情報に該当するデータの全部又は一部を保存することもできます。なお、個人情報保護法上の個人情報又は匿名加工情報に該当するかにかかわらず、Cer-Cardに記載する保有者や機器等の情報を、以下、本申込書において「個人データ等」といいます。

3 「bPassport」は当社がCer-Cardを作成するSDKである「bPassport SDK」と、作成されたCer-Cardを保管するためのサーバーとしてbFBCが提供するブロックチェーン「bPassport Server」から構成されます。bFBCは「bPassport Server」にのみアクセスすることができます。

4 当社は、保有者に関する個人データ等について、ハッシュ化などの不可逆な変換（以下、「ハッシュ化」といいます。）を行ったうえでCer-Cardを作成し、秘密鍵で電子署名したのち、「bPassport Server」に登録するものとします。

5 当社は、個人データ等について、ハッシュ化せずにCer-Cardへの記載及び「bPassport Server」への記録を行わないことを表明し保証します。第3条第1項に記載のとおり、Cer-Cardの記載内容は、「bPassport」を利用する不特定の検証者に対して公開されます。

6 Cer-Card及びCer-Cardの失効に関する情報は「bPassport Server」のブロックチェーン上に記載されます。契約者は、ブロックチェーンは改ざん不可能であり、いかなる場合にも物理的に情報の修正又は削除が不可能であることを確認し同意をしたうえで「bPassport」を利用します。

3 「bPassport」は当社がCer-Cardを作成するSDKである「bPassport SDK」と、作成されたCer-Cardを保管するためのサーバーとしてbFBCが提供するブロックチェーン「bPassport Server」から構成されます。bFBCは「bPassport Server」にのみアクセスすることができます。

4 当社は、保有者に関する個人データ等について、ハッシュ化などの不可逆な変換（以下、「ハッシュ化」といいます。）を行ったうえでCer-Cardを作成し、秘密鍵で電子署名したのち、「bPassport Server」に登録するものとします。

5 当社は、個人データ等について、ハッシュ化せずにCer-Cardへの記載及び「bPassport Server」への記録を行わないことを表明し保証します。第3条第1項に記載のとおり、Cer-Cardの記載内容は、「bPassport」を利用する不特定の検証者に対して公開されます。

6 Cer-Card及びCer-Cardの失効に関する情報は「bPassport Server」のブロックチェーン上に記載されます。契約者は、ブロックチェーンは改ざん不可能であり、いかなる場合にも物理的に情報の修正又は削除が不可能であることを確認し同意をしたうえで「bPassport」を利用します。

2 身分証サービス

身分証通常プラン

料金表

通則

1. (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2. (消費税相当額の加算)

第13条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

3. (月額料金)

(1) 月額料金は、下記 [2](#) 項目を合算した額とします。

(ア) 1ID当たりのID登録料に、当該料金月に [利用を開始したID数](#) を乗じた額

[\(イ\)](#) 当該料金月に発生した身分証検証回数累計の値から算出した、身分証検証費用

(2) ただし、身分証検証費用の請求は、4月若しくは利用開始月から次の3月末まで利用された累計回数に対し、年に一度行います。3月末以外のタイミングで契約解除した場合は、4月

2 身分証サービス

身分証通常プラン

料金表

通則

1. (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2. (消費税相当額の加算)

第13条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

3. (月額料金)

(1) 月額料金は、下記 [3](#) 項目を合算した額とします。

(ア) 1ID当たりのID登録料に、当該料金月に [契約者が新規に登録を行ったID数](#) を乗じた額

[\(イ\)](#) 1ID当たりの月額の利用料に、有効ID数を乗じた額

[\(ウ\)](#) 当該料金月に発生した身分証検証回数累計の値から算出した、身分証検証費用

(2) ただし、身分証検証費用の請求は、4月若しくは利用開始月から次の3月末まで利用された累計回数に対し、年に一度行います。3月末以外のタイミングで契約解除した場合は、4月若し

若しくは利用開始月から利用停止した月分までの身分証検証費用を算出し、契約解除した月の翌月以降請求いたします。

(3) 料金月途中の契約解除については、利用料金の日割りは行いません。

4. (請求時期)

初期費用、[ID登録料](#)、[身分証検証費用](#)の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし、身分証検証費用に関しては年に一度3月末から5月までの間で請求書を発行します。契約解除があった場合は、利用月の翌々月までに請求書を発行します。

利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
初期費用の適用	Smart Meに利用を開始した組織単位で導入時に1度のみ課金します。

くは利用開始月から利用停止した月分までの身分証検証費用を算出し、契約解除した月の翌月以降請求いたします。

(3) 料金月途中の契約解除については、利用料金の日割りは行いません。

4. (請求時期)

初期費用[及び月額料金](#)の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし、身分証検証費用に関しては年に一度3月末から5月までの間で請求書を発行します。契約解除があった場合は、利用月の翌々月までに請求書を発行します。

利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
初期費用の適用	Smart Meの導入時に課金します。契約者が身分証サービスに係る本契約の申込時に申告する組織の所属人数または利用予定人数の内、いずれが多い方に応じて、2（料金額）に規定する初期費用の料金を適用します。 ※導入後に組織の所属人数または利用予定人数に変更がある場合は、契約者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定の方法により申出をするものとし、この場合、変更後の人数に応じた初

			<p><u>期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>※有効ID数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効ID数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。</u></p>
ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に <u>新規に利用開始したID</u> 数に対して適用します。	ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に <u>契約者が新規に登録（本規約の定めにより失効したIDの登録も含む）を行ったID</u> 数に対して適用します。
身分証検証費用の適用	身分証のQRコード <u>若しくはBluetooth通信により</u> を提示し、それを検証した回数の累計回数で課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、課金対象としません。また利用回数が0回の場合課金はいたしません。	<u>月額利用料</u>	<u>料金月の末日時点における有効ID数に対して適用します。</u>
身分証検証費用の適用	身分証のQRコード <u>を検証者に</u> 提示し、それを検証した回数の累計回数で課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、課金対象としません。また利用回数が0回の場合課金はいたしません。	身分証検証費用の適用	身分証のQRコード <u>を検証者に</u> 提示し、それを検証した回数の累計回数で課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、課金対象としません。また利用回数が0回の場合課金はいたしません。

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	利用額 (円)
初期費用	導入する組織単位	100,000円 (110,000円)
ID登録料	1ID登録当たり	300円 (330円)
身分証検証費用	1年間の身分証検証回数 累計1万回当たり	100,000円 (110,000円) <課金例> 0回 0円 1~10,000回 100,000円 10,001 ~ 20,000 回 200,000円 以降1万回/10万円で課金される

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	利用額 (円)	
初期費用	導入する組織単位	下記の表のとおり	
		組織の所属人数または利用予定人数	料金
		10,001人以上 (有効ID数の上限はありませ ん)	1,000,000円 (1,100,000円)
		3,001人以上10,000人以下 (有効ID数の上限は 10,000ID)	600,000円 (660,000円)
		1,001人以上3,000人以下 (有効ID数の上限は 3,000ID)	300,000円 (330,000円)
		201人以上1,000人以下 (有効ID数の上限は 1,000ID)	200,000円 (220,000円)
		200人以下 (有効ID数の上限は 200ID)	100,000円 (110,000円)
		ID登録料	1ID登録当たり

<u>月額利用料※</u>	<u>1IDあたり月額</u>	<u>10円（11円）</u>
身分証検証費用	1年間の身分証 検証回数累計1 万回あたり	100,000円（110,000円） <課金例> 0回 0円 1~10,000回 100,000円 10,001~20,000回 200,000円 以降1万回/10万円で課金される
<p>※2024年5月24日以前に本契約を締結した契約者は、<u>月額利用料を適用しないものとします。</u></p>		

3 共通オプション

共通オプションとは入退室サービス及び身分証サービスに適用されるオプションサービスをい
います。

運用サポートサービス

1 運用サポートサービスとは、電話その他当社が別途指定する方法による本サービスに関する
問い合わせを受け付けるオプションサービスを指します。

2 電話対応の受け付け時間は、平日の午前10時から午後17時です。電話以外の当社が別途指定
する方法による一次回答は、翌営業日以内に返信するものとします。

3 運用サポートサービスを申込まない場合、電話での本サービスに関するお問い合わせは受け
付けないものとします。電話以外の当社が別途指定する方法による受け付けは行いますが、お
問い合わせに対する回答期間の保証はいたしかねます。

券面デザインサービス

券面デザインサービスとは、本サービスでスマホアプリにおいて表示する券面について当社が
デザインを提供するオプションサービスを指します。

料金表

通則

1. (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数
を切り捨てます。

2. (消費税相当額の加算)

第13条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

3. (月額料金) 料金月途中の契約解除については、利用料金の日割りは行いません。

4. (請求時期)

共通オプションの請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

利用料金

1 適用

<u>区分</u>	<u>内容</u>
<u>運用サポートサービスの運用</u>	<u>契約者が運用サポートサービスに係る申込時に申告する組織の所属人数または利用予定人数の内、いずれか多い方に応じて、2(料金額)に規定する月額料金を適用します。</u> <u>※導入後に組織の所属人数または利用予定人数に変更が生じた場合、契約者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定</u>

		<p><u>の方法により申出をするものとしします。この場合、当該変更が生じた日を含む月の翌月の月額料金から、変更後の人数に応じた金額をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>※入退室サービスまたは身分証サービスのいずれか多い方の有効ID数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される料金における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効ID数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた金額をお支払いいただきます。この場合、上限値を超えた日として当社が判断した日を含む月の翌月の月額料金から、変更後の人数に応じた金額をお支払いいただきます。</u></p>
	<p><u>券面デザインサービスの運用</u></p>	<p><u>Smart Meの利用を開始した組織単位でデザイン利用時に課金します。当社デザインの提案は無料で行い、提案を受けてデザインを採用しサービスに導入する場合、課金が発生します。</u></p> <p><u>当社から提供するデザインについては、最大3回まで修正を無料で受け付けます。3回を超える修正が必要となった場合は、追加料金が発生します</u></p>

<u>2 料金額</u>								
<u>(1) サービス利用基本料</u>								
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額 (円)</u>						
<u>運用サポート</u> <u>サービス</u>	<u>導入する組織単位当</u> <u>たり、月額</u>	<u>下表の通り</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>組織の所属人数または</u> <u>利用者予定人数</u></th> <th><u>月額料金</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>5,001人以上</u> <u>(有効ID数の上限はあ</u> <u>りません)</u></td> <td><u>200,000円</u> <u>(220,000円)</u></td> </tr> <tr> <td><u>5,000人以下</u> <u>(有効ID数の上限は</u> <u>5,000ID)</u></td> <td><u>100,000円</u> <u>(110,000円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>組織の所属人数または</u> <u>利用者予定人数</u>	<u>月額料金</u>	<u>5,001人以上</u> <u>(有効ID数の上限はあ</u> <u>りません)</u>	<u>200,000円</u> <u>(220,000円)</u>	<u>5,000人以下</u> <u>(有効ID数の上限は</u> <u>5,000ID)</u>	<u>100,000円</u> <u>(110,000円)</u>
<u>組織の所属人数または</u> <u>利用者予定人数</u>	<u>月額料金</u>							
<u>5,001人以上</u> <u>(有効ID数の上限はあ</u> <u>りません)</u>	<u>200,000円</u> <u>(220,000円)</u>							
<u>5,000人以下</u> <u>(有効ID数の上限は</u> <u>5,000ID)</u>	<u>100,000円</u> <u>(110,000円)</u>							
<u>券面デザイン</u> <u>サービス</u>	<u>1デザイン当たり</u>	<u>ロゴの変更、カラー指定等軽微なデザイン変更の場</u> <u>合</u> <u>100,000円 (110,000円)</u> <u>個別にデザインを作成する場合</u> <u>300,000円 (330,000円)</u>						

附 則（令和6年5月22日 C A S 2 サ000400006625-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年5月24日から実施します。

別紙2の「3 共通オプション」に規定する「運用サポートサービス」に係る条件については、令和6年6月24日から適用開始します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。